

## 大分市ブランド認証制度実施要領

### (趣旨)

第1条 大分市ブランド認証制度の実施については、大分市ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (実施方法)

第2条 認証の申請は、公募により実施する。

### (認証の申請)

第3条 要綱第4条第1項の規定による認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市ブランド認証申請書（以下「申請書」という。）に添える書類の認証申請概要書は別紙1、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書は別紙2、認証に係る誓約書は別紙3の様式を用いるものとし、また、以下の書類を添え、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 生産物賠償責任保険（PL保険）証の写し
- (2) 3月以内に発行された市産農林水産物等の原材料の産地証明の写し
- (3) 申請加工品の写真（6方向）
- (4) FCP展示会・商談会シート又はこれに類する書類
- (5) 6月以上の販売を証明する書類の写し
- (6) 申請に係る加工品（以下「申請加工品」という。）のカタログ・パンフレット等（提出は任意とする。）

2 要綱第9条第2項の規定において、直近の認証期間における年度ごと（1年未満は切り捨て）の販売実績の平均が、以下のいずれかに当てはまる加工品のみを更新申請の対象とする。

- (1)販売金額（希望小売価格に販売個数を乗じた税抜金額）が30万円以上
- (2)販売個数が700個以上

※令和6年4月1日より適用

3 第1項の規定は、要綱第9条第3項の規定の場合について準用する。この場合において、前条中「要綱第4条第1項の規定による認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）とあるのは「要綱第9条第3項の規定による認証の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）と、別紙1、別紙2及び別紙3の様式の「申請者」とあるのは「更新申請者」と、「(5) 6月以上の販売を証明する書類の写し」とあるのは「(5) 6月以上の販売を証明する書類の写し（更新申請者は除く）」と読み替えるものとする。

### (認証基準等)

第4条 要綱第5条第1項の規定による審査については、認証基準を別に定めるものとし、その基準に基づき総合的に審査を行うものとする。

2 市長は、当該申請加工品の認証にあたっては、「おおいたの幸」ブランド化推進会議（以下「会議」という。）に意見を聴くものとする。

- 3 審査にあたっては、申請者は、市長が定める日までに、当該申請加工品をサンプルとして必要数量を提出しなければならない。
- 4 市長は、申請者または更新申請者に対し、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めることができる。
- 5 審査等に関する内容は、原則非公開とする。

(認証結果の通知)

第5条 市長は、当該申請加工品の認証の適否を決定したときは、その結果を大分市ブランド認証審査結果通知書（別紙4）により、当該申請者または更新申請者に通知する。

(認証事業者の責務)

第6条 認証の決定を受けた者（以下「認証事業者」という。）は、要綱及び要領に定める事項を遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認証の決定を受けた加工品（以下「認証加工品」という。）の生産、製造及び販売を通じて、当該認証加工品の情報発信を積極的に行い、本市イメージの向上に努め、大分市ブランドの推進にかかる活動に協力しなければならない。
- (2) 当該認証加工品の販路拡大に努めなければならない。
- (3) 当該認証加工品に係る事故または苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認証事業者がその一切の責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- (4) 事故等の問題が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- (5) 市長が認証加工品の事故等の連絡を受け付けたときは、認証事業者に対して速やかにその内容を連絡するものとし、連絡を受けた認証事業者は、事故等に誠意をもって対応し、その状況を市長に報告しなければならない。

(認証の表示)

第7条 要綱第7条の規定によるロゴマークの表示について、市長が指定する催事等への出品に限り、原則、認証加工品に表示するものとする。

(実績状況報告)

第8条 要綱第10条の規定に基づく大分市ブランド認証事業実績状況報告書に添える書類の事業報告書は別紙5の様式を用いるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年11月15日から適用する。

附則

この要領は、令和元年7月11日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月30日から適用する。

附則

この要領は、令和3年7月21日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。(令和4年度改正)

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。(令和5年度改正)